

自己点検シート_22 指定介護老人福祉施設

事業所名	特別養護老人ホーム延寿荘
点検者職・氏名	生活相談員・武本敏秀
点検年月日	令和8年7月25日

○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものは「不適」、該当しないものは「該当なし」にチェックをしてください。
 ○「都道府県知事」は「市長」に、「都道府県」は「市町村」に読み替えて下さい。
 ○質「●」は、運営指導において確認を行う、個別サービスの質に関する事項を指します。
 ○体制「●」は、運営指導において確認を行う、個別サービスの質を確保するための体制に関する事項を指します。

○根拠条文について、下記のとおり記載しています。
 基準…「指定介護老人福祉施設の事業の人員、設備及び運営介護基準(平11省令39)」
 「解釈通知」…「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平12老企43)」
 平11省令46…「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」
 平23厚令127…「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」
 平17厚令139…「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令三条による改正」
 平12老企54…「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」
 平27厚労告96…「厚生労働大臣が定める施設基準」
 H13老発155…「身体拘束ゼロ作戦」の推進について」
 平13老振18…「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」
 平12厚告21…「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
I 基本方針								
●	1	基本方針	(1) 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者(以下、ユニット型については入居者と読み替える)がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとなっているか。	法第87条 第1項 基準 第1条の2第1項	※ 定款、寄付行為等 ※ 運営規程 ・パンフレット等	☒	☐	☐
			(2) 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めているか。	基準 第1条の2第2項		☒	☐	☐
			(3) 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。)、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	基準 第1条の2第3項		☒	☐	☐
			(4) 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	基準 第1条の2第4項		☒	☐	☐
			(5) 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	基準 第1条の2第5項		☒	☐	☐
			(6) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者1人1人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しているか。	基準 第39条第1項 (第2項は省略：第1条の2第2項と同趣旨)		☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
Ⅱ 人員に関する基準								
		人員に関する基準	介護保険法第88条第1項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は次のとおりとなっているか。	法第88条第1項 基準 第2条第1項	※ 運営規程			
●	2	医師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置しているか。 但し、サテライト型居住施設である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出する。	基準 第2条第1項 第1号、第10号	・入所者数等のわかる書類 ・職員勤務表(医師) ・出勤簿等	☒	☐	☐
●	3	生活相談員	(1) 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。	基準 第2条第1項 第2号	・入所者数等のわかる書類 ・職員勤務表・出勤簿等	☒	☐	☐
			(2) 常勤の者となっているか。	基準 第2条第5項	・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿	☒	☐	☐
			(3) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者となっているか。	解釈通知 第2の1 平11省令46第5条第2項	・資格証	☒	☐	☐
●	4	介護職員又は看護職員	(1) その総数は常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。	基準 第2条第1項 第3号イ	・入所者数等のわかる書類 ・職員勤務表 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・出勤簿等	☒	☐	☐
			(2) 看護職員の員数は次のとおりとなっているか。 ア 入所者の数が30を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で1以上 イ 入所者の数が30を超えて50を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、2以上 ウ 入所者の数が50を超えて130を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3以上 エ 入所者の数が130を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	基準 第2条第1項 第3号ロ		☐	☐	☐
			オ 看護職員のうち1以上は常勤の者を配置しているか。	基準 第2条第6項		☒	☐	☐
●	5	栄養士又は管理栄養士	1以上配置しているか。 ただし、利用定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効率的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かなくても差し支えない。	基準 第2条第1項第4号 解釈通知 第2の2	・職員勤務表 ・出勤簿等	☒	☐	☐
●	6	機能訓練指導員	(1) 1以上配置しているか。	基準 第2条第1項第5号	・職員勤務表 ・出勤簿等 ・入所者数がわかる書類	☒	☐	☐
			(2) 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者を配置しているか。	基準 第2条第7項		☒	☐	☐
			この「訓練を行う能力を有すると認められる者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)であるか。 ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。	解釈通知 第2の3		☒	☐	☐

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	不明
●	7	介護支援専門員	(1) 1以上配置しているか。(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。但し、サテライト型居住施設である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出する。	基準 第2条第1項 第6号、第10項	・職員勤務表 ・出勤簿等 ・入所者数がわかる書類 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿	☒	☐	☐
			(2) 専らその職務に従事する常勤の者が配置されているか。 ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。 この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。	基準 第2条第9項 解釈通知 第2の4の(2)		☒	☐	☐
			(3) 居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務を行っていないか。 ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。	解釈通知 第2の4の(2)		☒	☐	☐
●	8	入所者数の算定	従業者の員数を算定する場合の入所者の数は、前年度の平均値としているか。 ただし、新規に指定を受ける場合は、適正な推定数(※)により算定しているか。	基準 第2条第2項	(※)適正な推定数 □新設から6か月未満 入所定員×90% □6か月以上1年未満 直近の6月における	☒	☐	☐
●	9	その他	従業者は、専ら指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がないときは、この限りではない。 ※指定地域密着型介護老人福祉施設とユニット型介護老人福祉施設についても同様。(地域密着型介護老人福祉施設基準第131条第3項)	基準 第2条第4項		☒	☐	☐
			離島・過疎地域に所在する入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、併設型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護支援事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所等が併設される場合においては、利用者の処遇等が適切に行われると認められる場合に限り、それぞれ次のとおり人員基準を緩和しているか。	基準第2条第11項～第13項		☐	☐	☒
			(1) 指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所に置かないことができる人員 ・医師 ・生活相談員 ・栄養士 ・機能訓練指導員			☒	☐	☐
			(2) 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所に置かないことができる人員 ・生活相談員 ・機能訓練指導員			☐	☐	☒
(3) 指定認知症対応型通所介護事業所又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に置かないことができる人員 ・生活相談員 ・機能訓練指導員	☐	☐	☒					
			(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所と併設する指定介護老人福祉施設に置かないことができる人員 ・介護支援専門員		☐	☐	☒	

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
Ⅲ 設備に関する基準								
●	10	居室	(1) 1の居室の定員は、1人となっているか。 ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認めた場合は、一の居室の定員は4人を上限とする。	法第88条第2項 基準 第3条第1項 第1号イ	(目視により確認)	☒	☐	☐
			(2) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上となっているか。	基準 第3条第1項 第1号ロ		☒	☐	☐
			(3) ブザー又はこれに代わる設備が設けられているか。	基準 第3条第1項 第1号ハ		☒	☐	☐
			(経過措置) 平成24年4月1日から起算して1年を超えない期間内において、介護保険法第88条第1項又は第2項の規定に基づく都道府県の条例の制定施行の際現に介護保険法第48条第1項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設(当該条例の制定施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。)について、新介護老人福祉施設基準第3条第1項第一号イの規定を適用する場合においては、同号イ中「1人」とあるのは、「4人以下」とする。 (経過措置) 平成12年4月1日に現に存する特別養護老人ホーム(介護保険法施行法第20条の規定による改正前の老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。)の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、平成12年4月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について第3条第1項第1号の規定を適用する場合においては、(1)中「4人」とあるのは「原則として4人」と、(2)中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。 (経過措置) 平成12年4月1日に現に存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令附則第4条第2項(同令第4条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第20条の規定に係る部分に限る。)の規定の適用を受けていたものについて、前項の規定を適用する場合においては、同項中「原則として4人」とあるのは、「8人」とする。			平23厚令127 附則第3条 第2項 基準 附則第4条 第1項 基準 附則第4条 第2項		
●	11	静養室	介護職員室又は看護職員室に近接して設けられているか。	基準 第3条第1項 第2号		☒	☐	☐
●	12	浴室	要介護者が入浴するのに適したものとなっているか。	基準 第3条第1項 第3号		☒	☐	☐
●	13	洗面設備	(1) 居室のある階ごとに設けられているか。	基準 第3条第1項 第4号イ		☒	☐	☐
			(2) 要介護者が使用するのに適したものとなっているか。	基準 第3条第1項 第4号ロ		☒	☐	☐
●	14	便所	(1) 居室のある階ごとに居室に近接して設けられているか。	基準 第3条第1項 第5号イ		☒	☐	☐
			(2) ブザー又はこれに代わる設備が設けられ、かつ、要介護者が使用するのに適したものとなっているか。	基準 第3条第1項 第5号ロ		☒	☐	☐

買	体制	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	不明
●		15	医務室	(1) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所となっているか。	基準 第3条第1項 第6号イ		☒	☐	☐
				(2) 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えているか。また、必要に応じて臨床検査設備を設けているか。	基準 第3条第1項 第6号ロ		☒	☐	☐
●		16	食堂及び機能訓練室	(1) それぞれ必要な広さを有するとともにその合計した面積が3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上となっているか。 ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。	基準 第3条第1項 第7号イ		☒	☐	☐
				(経過措置) 平成12年4月1日に現に存する特別養護老人ホームの建物については、第3条第1項第7号イ(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、当分の間適用しない。	附則第5条				
				(2) 必要な備品を備えているか。	基準 第3条第1項 第7号ロ		☒	☐	☐
●		17	廊下幅	1.8メートル以上となっているか。ただし、中廊下は2.7メートル以上となっているか。	基準 第3条第1項 第8号		☒	☐	☐
●		18	消防設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。	基準 第3条第1項 第9号		☒	☐	☐
●		19	その他	(1) 上記の設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものとなっているか。 ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りではない。	基準 第3条第2項		☒	☐	☐
				(2) 便所等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮しているか。	解釈通知 第3の1		☒	☐	☐
			ユニット型の設備	【以下はユニット型について】					
●		20	(1) ユニット	イ 居室					
				(1) ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を保障する居室(使い慣れた家具等を持ち込むことができる個室)と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室(居宅での居間に相当する部屋)が不可欠であることから、ユニット型指定介護老人福祉施設は、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所(ユニット)を単位とし、運営しているか。	解釈通知 第5の3 (1)		☐	☐	☒
				入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることができる場所を設けることが望ましい。	解釈通知 第5の3 (2)				
				(2) ユニットの居室の定員は1人としているか。 ただし、入居者への指定介護老人福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。(夫婦で居室を利用する場合等)	基準 第40条第1項第1号 解釈通知 第5の3 (4) 1		☐	☐	☒
				(3) ユニットの居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられているか。 「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に」設けられた居室とは、1当該共同生活室に隣接、2当該共同生活室に隣接していないが1の居室に隣接、3その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室(他の共同生活室の1及び2に該当する居室を除く。)の3つをいう。	基準 第40条第1項第1号 解釈通知 第5の3 (4) 2		☐	☐	☒

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果				
						適	不適	不明		
●			(4) 1のユニットの入居定員は、原則として概ね10人以下とし、15人を超えないものとしているか。 (各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が15人までのユニットも可。) ただし、平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設(建築中のものを含む。)が同日において現にユニットを有している(建築中のものを含む。)場合は、当該ユニットについては適用しない(当該ユニットが改築された場合を除く)。	基準 第40条第1項第1号 解釈通知 第5の3 (4) 3, 4		☐	☐	☒		
			(5) 1の居室の床面積等は、次のいずれも満たしているか。 ユニット型個室 ・10.65平方メートル以上を標準としているか。(2人定員の場合は21.3平方メートル以上を標準としているか。) ユニット型準個室 ・ユニットに属さない居室を改修したものについては、10.65平方メートル以上としているか。(2人定員の場合は21.3平方メートル以上を標準としているか。)	基準 第40条第1項第1号 解釈通知 第5の3 (4) 5		☐	☐	☒		
			(6) ブザー又はこれに変わる設備を設けているか。	基準 第40条第1項第1号		☐	☐	☒		
						☐	☐	☒		
		21	(1)ユニット	ロ 共同生活室 (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しているか。 (2) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準としているか。 (3) 必要な設備・備品を備えているか。	基準 第40条第1項第1号 解釈通知 第5の3 (5)		☐	☐	☒	
				ハ 洗面設備 (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。 (2) 要介護者が使用するのに適したものであるか。	基準 第40条第1項第1号 解釈通知 第5の3(6)		☐	☐	☒	
				ニ 便所 (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。 (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものであるか。	基準 第40条第1項第1号 解釈通知 第5の3(7)		☐	☐	☒	
							☐	☐	☒	
				(2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとなっているか。 (ユニット型については)居室のある階ごとに設けることが望ましい。	基準 第40条第1項第2号 解釈通知 第5の3 (8)		☐	☐	☒	
				(3) 医務室	(1) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所となっているか。 (2) 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えているか。また、必要に応じて臨床検査設備を設けているか。	基準 第40条第1項第3号		☐	☐	☒
								☐	☐	☒
				(4) 廊下幅 1.8m以上となっているか。ただし、中廊下の幅は2.7m以上となっているか。 なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5m以上(中廊下にあっては、1.8m以上)とすることができる。	基準 第40条第1項第4号 解釈通知 第5の3 (9)		☐	☐	☒	
			(5) 消火設備等 消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けているか。	基準 第40条第1項第5号 解釈通知 第5の3 (9)		☐	☐	☒		
			(6) その他 (2) 浴室、(3) 医務室、(4) 廊下、(5) 消火設備等については、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものとなっているか。 ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合はこの限りではない。	基準 第40条第2項		☐	☐	☒		

IV 運営に関する基準								
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--

質	体制	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
●		22	内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得ているか。	法第88条 第2項 基準 第4条	※ 運営規程 ・説明に用いた文書 ・入所申込書 ・同意に関する文書	☒	☐	☐
				(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。					
		23	提供拒否の禁止	指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではいないか。 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、入院治療の必要がある場合その他入所者に対し自ら適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合である。	基準 第4条の2 解釈通知 第4の3	・入所申込書 ・申込受付簿	☒	☐	☐
		24	サービス提供困難時の対応	指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	基準 第4条の3	・紹介に関する文書	☒	☐	☐
●		25	受給資格等の確認	(1) 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間の確認を行っているか。	基準 第5条第1項	※ 施設サービス計画書 ・入所者に関する記録	☒	☐	☐
				(2) 指定介護老人福祉施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めているか。	法第87条 第2項 基準 第5条第2項				
		26	要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定介護老人福祉施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。 申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	基準 第6条第1項	・入所者に関する記録	☒	☐	☐
				(2) 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。	基準 第6条第2項				

頁	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	不明
●		27 入退所	(1) 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供しているか。	基準 第7条第1項	・入所者に関する書類	☒	☐	☐
			(2) 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が、入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めているか。	基準 第7条第2項	・優先入所の指針	☒	☐	☐
			なお、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意しているか。	解釈通知 第4の6の(2)		☒	☐	☐
			(3) 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めているか。	基準 第7条第3項	・居宅介護支援事業者への照会文書等 ・入所者に関する書類	☒	☐	☐
			(4) 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討を行っているか。	基準 第7条第4項	・入所者に関する書類	☒	☐	☐
			その検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しているか。	基準 第7条第5項		☒	☐	☐
			(5) 指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行っているか。	基準 第7条第6項	・入所者に関する書類 ・指導、情報提供の記録	☒	☐	☐
●		28 サービスの提供の記録	(6) (5)は(4)の検討の結果、居宅での生活が可能と判断される入所者に対し、退所に際しての本人又は家族等に対する家庭での介護方法等に関する適切な指導、居宅介護支援事業者等に対する情報提供等の必要な援助をすることを規定したものであり、安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意しているか。	解釈通知 第4の6の(5)	・入所者に関する書類 ・指導、情報提供の記録	☐	☐	☒
			また、退所が可能になった入所者の退所を円滑に行うために、介護支援専門員及び生活相談員が中心となって、退所後の主治の医師及び居宅介護支援事業者等並びに市町村と十分連携を図っているか。			☐	☐	☒
			(7) 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	基準 第7条第7項		☐	☐	☒
●		28 サービスの提供の記録	(1) 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種別及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しているか。	基準 第8条第1項	・被保険者証	☒	☐	☐
			(2) 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録しているか。	基準 第8条第2項	・サービス内容に関する書類	☒	☐	☐
		29 利用料等の受領	(1) 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	基準 第9条第1項		☒	☐	☐
			(経過措置) 当分の間、基準第9条第1項中「算定した費用の額」とあるのは、「算定した費用の額（施行法第13条第3項に規定する旧措置入所者にあつては、当該指定介護福祉施設サービスについて同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）」とする。	基準 附則第6条				
			(2) 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	基準 第9条第2項		☒	☐	☐

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
●	●	29 利用料等の受領	(3) 指定介護老人福祉施設は、上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、受けることのできる次に掲げる費用の額以外の支払いを入所者から受けていないか。		※ 運営規程 ※ 施設サービス計画書 ※ 領収証控	☒	☐	☐
			1 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第一号に規定する「食費の基準費用額」を限度とし、特定入所者介護サービス費を指定介護老人福祉施設が代理受領していた場合は同条同項同号の「食費の負担限度額」を限度とする。)	基準 第9条第3項 第1号				
			2 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第二号に規定する「居住費の基準費用額」を限度とし、特定入所者介護サービス費を指定介護老人福祉施設が代理受領していた場合は同条同項同号の「居住費の負担限度額」を限度とする。)	基準 第9条第3項 第2号				
			(経過措置) 当分の間、指定介護老人福祉施設新基準第9条第3項第一号中「食費の基準費用額(同条第4項とあるのは「食費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者(施行法第13条第5項)にあっては、同項第一号に規定する食費の特定基準費用額)」(法第51条の3第4項)と、「食費の負担限度額」とあるのは、「食費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者(施行法第13条第5項)にあっては施行法第13条第5項第一号に規定する食費の特定負担限度額)」と、指定介護老人福祉施設新基準第9条第3項第二号及び第41条第3項第二号中「居住費の基準費用額(同条第4項とあるのは「居住費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者(施行法第13条第5項第二号に規定)にあっては、同項第二号に規定する居住費の特定基準費用額)」(法第51条の3第4項)と、「居住費の負担限度額」とあるのは、「居住費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者(施行法第13条第5項第二号に規定する居住費の特定負担限度額)」(中略)とする。	平17厚令139 附則第4条				
			3 入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用	基準 第9条第3項 第3号	※ 運営規程 ※ 施設サービス計画書 ※ 領収証控			
			4 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用	基準 第9条第3項 第4号				
			5 理美容代	基準 第9条第3項 第5号				
	●	29 利用料等の受領	6 1から5に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの。	基準 第9条第3項 第6号				
			7 6の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱について」に沿って適切に取り扱われているか。	解釈通知 第4の8の(3) 平12老企54		☒	☐	☐
			(4) 上記(3)の1から4については、別に厚生労働大臣が定めるところによっているか。 ※ 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年9月7日厚生労働省告示第419号)	基準 第9条第4項		☒	☐	☐
			(5) 指定介護老人福祉施設は、(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得ているか。ただし、1から4については、文書による同意を得ているか。	基準 第9条第5項	・ サービス提供証明書控 (介護給付費明細書代用可) ・ 説明に用いた文書 ・ 同意に関する記録	☒	☐	☐
			(6) 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払いをした要介護被保険者に対し、厚生省令(施行規則第82条)で定めるところにより、領収証を交付しているか。	法第48条 第7項 準用(第41条 第8項)	※ 領収証控	☒	☐	☐
			(7) 指定介護老人福祉施設は、領収証に指定介護福祉施設サービスについて要介護被保険者から支払いを受けた費用の額のうち、法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及び居住に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	施行規則 第82条	※ 領収証控	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
		30	保険給付の請求のための証明書の交付	指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しているか。	基準 第10条	※ サービス提供証明書控 (介護給付費明細書代用可) ※ 施設サービス計画書	☐	☐	☒
●		31	指定介護福祉施設サービスの取扱方針	(1) 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行っているか。	基準 第11条第1項	・ 入所者に関する書類 ・ 施設サービス計画書	☒	☐	☐
				(2) 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。	基準 第11条第2項	※ 施設サービス計画書	☒	☐	☐
				(3) 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	基準 第11条第3項	※ 施設サービス計画書	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
●		31 指定介護福祉施設サービスの取扱方針	(4) 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行っていないか。 身体拘束禁止の対象となる具体的行為 - 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 - 転落しないように、ひも等で縛る。 - 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。 - 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 - 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 - 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 - 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 - 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 - 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 - 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 - 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	基準 第11条第4項 平13老発155 (身体拘束ゼロへの手引き)	・身体的拘束等に関する記録	☒	☐	☐
			※施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 そのため、施設の管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に努めているか。	平13老発155の2、3	・外部研修への参加記録 ・内部研修の実施記録	☒	☐	☐
			※施設の管理者は、管理者及び各職員の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、施設全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しているか。 改善計画に盛り込むべき内容 - 施設内の推進体制 - 介護の提供体制の見直し 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き - 施設の設備等の改善 - 施設の従業者その他の関係者の意識啓発のための取組み - 入所者の家族への十分な説明 - 身体拘束廃止に向けての数値目標	平13老発155の3、5	・身体拘束廃止に関する改善計画 ・委員会設置要綱等	☒	☐	☐
			(5) (4)の身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	基準 第11条第5項	・身体的拘束等に関する記録	☒	☐	☐
			(6) 指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じていますか。	基準 第11条第6項	・指針 ・検討委員会の会議録 ・研修記録	☒	☐	☐
			1身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 2身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 3介護職員その他の従業者に對し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。					
			(7) 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	基準 第11条第7項	(評価に関する記録)	☒	☐	☐
●		32 ユニット型指定介護福祉施設サービスの取扱方針	(1) 入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとしてサービス提供が行われているか。	基準 第42条第1項	※ 運営規程 ・職務分担表	☐	☐	☒
			(2) 各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮してサービス提供が行われているか。	基準 第42条第2項	・施設サービス計画書原案	☐	☐	☒
			(3) 入居者のプライバシーの確保に配慮してサービス提供が行われているか。	基準 第42条第3項	・施設サービス計画書原案	☐	☐	☒

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	不明
			(4) 入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行っているか。	基準 第42条第4項	・ 入所者に関する書類 ・ 入所者の能力、環境等を評価した書類	☐	☐	☒
			(5) 入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	基準 第42条第5項		☐	☐	☒
			(6)～(9)については、ユニット型でない指定介護福祉施設の取扱方針(4)～(7)によりチェックする。			☐	☐	☒
●		33 施設サービス計画の作成	(1) 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	基準 第12条第1項	※ 運営規程 ・ 職務分担表 ・ 施設サービス計画書原案 ・ 入所者に関する記録 ・ 面接等に関する記録 ・ アセスメントに関する記録 ・ 担当者会議に関する記録 ・ 照会に関する記録 ・ 同意に関する記録 ・ モニタリングに関する記録等	☒	☐	☐
			(2) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(計画担当介護支援専門員)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置づけるよう努めているか。	基準 第12条第2項		☒	☐	☐
			(3) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。	基準 第12条第3項		☒	☐	☐
			(4) 計画担当介護支援専門員は、(3)に規定する解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。(なお、家族への面接については、幅広く課題を把握する観点から、テレビ電話等の通信機器等の活用により行われるものを含むものとする。)	基準 第12条第4項		☒	☐	☐
			このため、計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めているか。	解釈通知 第4の11の(4)		☒	☐	☐
			(5) 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しているか。	基準 第12条第5項		☒	☐	☐

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	不明
●		33 施設サービス計画の作成	(6) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下(11)までにおいて「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。	基準 第12条第6項	※ 運営規程 ・ 職務分担表 ・ 施設サービス計画書原案 ・ 入所者に関する記録 ・ 面接等に関する記録 ・ アセスメントに関する記録 ・ 担当者会議に関する記録 ・ 照会に関する記録 ・ 同意に関する記録 ・ モニタリングに関する記録等	☒	☐	☐
			(7) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について、入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか。 当該説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第1表及び第2表(「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企第29号)に示す標準様式を指す。)に相当するものを指すものである。 また、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得ることを義務づけているが、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い同意を得る(通信機器等活用により行われるものを含む。)ことが望ましい。	基準 第12条第7項 解釈通知 第4の11の(7)		☒	☐	☐
			(8) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該サービス計画を入所者に交付しているか。	基準 第12条第8項		☒	☐	☐
			(9) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行っているか。	基準 第12条第9項		☒	☐	☐
			(10) 計画担当介護支援専門員は、(9)に規定する実施状況の把握(モニタリング)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより、行っているか。 1 定期的に入所者に面接すること。 2 定期的モニタリングの結果を記録すること。	基準 第12条第10項		☒	☐	☐
			(11) 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 1 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 2 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	基準 第12条第11項		☒	☐	☐
			(12) (9)に規定する施設サービス計画の変更について、(2)から(8)までの規定を準用して行っているか。	基準第12条第12項		☒	☐	☐

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
●		34 介護	(1) 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行っているか。 なお、介護サービスの提供に当たっては、入所者の人格に十分配慮して行っているか。	基準 第13条第1項 解釈通知 第4の12の(1)	・入所者に関する記録 ・施設サービス計画書・提供記録 ・職員勤務表 等	☒	☐	☐
			(2) 指定介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきを行っているか。 また、入浴は、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により行われているか。 なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めているか。	基準 第13条第2項 解釈通知 第4の12の(2)		☒	☐	☐
			(3) 指定介護老人福祉施設は、入所者に対しその心身の状況に応じて、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行っているか。	基準 第13条第3項		☒	☐	☐
			(4) 指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えているか。	基準 第13条第4項		☒	☐	☐
			(5) 指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しているか。	基準 第13条第5項		☒	☐	☐
			(6) 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各号に規定するものの他、褥床、着替え、整容等介護を適切に行っているか。	基準 第13条第6項		☒	☐	☐
			(7) 指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させているか。 また、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めているか。	基準 第13条第7項 解釈通知 第4の12の(7)		☒	☐	☐
			(8) 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	基準 第13条第8項		☒	☐	☐
●		35 ユニット型の介護	(1) 各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じて、適切な技術をもって行われているか。	基準 第43条第1項	・入所者に関する記録 ・施設サービス計画書・提供記録 ・職員勤務表 等	☐	☐	☒
			(2) 入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。	基準 第43条第2項		☐	☐	☒
			(3) 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しているか。 ただし、やむを得ない場合には、清拭をもって入浴の機会の提供に代えることができる。	基準 第43条第3項		☐	☐	☒
			(4) 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っているか。	基準 第43条第4項		☐	☐	☒
			(5) おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。	基準 第43条第5項		☐	☐	☒
			(6) 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しているか。	基準 第43条第6項		☐	☐	☒
			(7) 入居者が行う褥床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。	基準 第43条第7項		☐	☐	☒
			(8) 常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させているか。 また、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めているか。	基準 第43条第8項		☐	☐	☒
			(9) 入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	基準 第43条第9項		☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		36 食事	(1) 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しているか。 (2) 入所者の身体の状況や食形態・嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容としているか。 また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めているか。 (3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況が明らかにされているか。 (4) 病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けているか。 (5) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降となっているか。 (6) 食事提供業務を委託する場合には、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により食事サービスの質が確保され、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託しているか。 (7) 食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられているか。 (8) 入所者に対して、適切な栄養食事相談を行っているか。 (9) 食事内容については、当該施設の医師又は栄養士若しくは管理栄養士(入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設であって栄養士又は管理栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士)を含む会議において検討が加えられているか。	基準 第14条第1項 解釈通知 第4の13の(1) 解釈通知 第4の13の(2) 解釈通知 第4の13の(2) 解釈通知 第4の13の(3) 解釈通知 第4の13の(4) 解釈通知 第4の13の(5) 解釈通知 第4の13の(6) 解釈通知 第4の13の(7)	・ サービス提供記録 ・ 嗜好アンケート調査等の記録 ・ 献立表 ・ 栄養士による栄養指導の記録 ・ 残食(菜)表 ・ 相談等の記録 ・ 会議記録 ・ 医師の指示を記録した書類 ・ 業務委託の場合の契約書 ・ 検食簿 等	☒	☐	☐
		37 ユニット型の食事	(1) 栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しているか。 (2) 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行っているか。 (3) 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しているか。 (4) 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しているか。	基準 第44条第1項 基準 第44条第2項 基準 第44条第3項 基準 第44条第4項	・ サービス提供記録 ・ 嗜好アンケート調査等の記録 ・ 献立表 ・ 栄養士による栄養指導の記録 ・ 残食(菜)表 ・ 相談等の記録 ・ 会議記録 ・ 医師の指示を記録した書類 ・ 業務委託の場合の契約書 ・ 検食簿 等	☐	☐	☒
		38 相談及び援助	指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	基準 第15条	・ 相談等の記録	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	不明
●		39 社会生活上の便宜の提供等	(1) 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行っているか。 【ユニット型の場合】 入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援しているか。	基準 第16条第1項 基準 第45条第1項	・事業計画(報告)書 ・施設サービスの記録	☒	☐	☐
			(2) 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。 特に金銭にかかわるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得ているか。	基準 第16条第2項 解釈通知 第4の15の(2)	・施設サービスの記録 ・同意・確認に関する記録	☒	☐	☐
			(3) 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	基準 第16条第3項		☒	☐	☐
			(4) 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めているか。 指定介護老人福祉施設は、入所者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めているか。	基準 第16条第4項 解釈通知 第4の15の(4)		☒	☐	☐
			指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行っているか。 なお、機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を含むものであり、これらについても十分に配慮しているか。	基準 第17条 解釈通知 第4の16	・訓練計画に関する書類 ・訓練日誌	☒	☐	☐
●		41 栄養管理	指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っているか。	基準 第17条の2	・栄養ケア計画	☒	☐	☐
●		42 口腔衛生の管理	指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生を計画的に行っているか。	基準 第17条の3	・口腔衛生の管理体制に係る計画	☒	☐	☐
			(1)当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士(以下、「歯科医師等」という。)が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。	解釈通知 第4の18		☒	☐	☐
			(2)当該施設の従業員又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。			☒	☐	☐
			(3)(1)の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとする。 ①助言を行った歯科医師 ②歯科医師からの助言の要点 ③具体的方策 ④当該施設における実施目標 ⑤留意事項・特記事項			☒	☐	☐
			(4)医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は(3)の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。 なお、当該施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、実施事項等を文書で取り決めること。			☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	不明
		43 健康管理	指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採っているか。	基準 第18条	・ 検温に関する記録 ・ 健康チェックの記録	☒	☐	☐
	●	44 入所者の入院期間中の取扱い	(1) 指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしているか。 ◆「おおむね」とは、2割の増減の範囲を目安とする。	基準 第19条	・ 入所者に関する記録	☒	☐	☐
			(2) 入所者の入院期間中のベッドは、短期入所生活介護事業等に利用しても差し支えないが、当該入所者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものとなっているか。	解釈通知 第4の20の(4)		☒	☐	☐
		45 入所者に関する市町への通知	指定介護老人福祉施設は、入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知しているか。 ア 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	基準 第20条 基準 第20条第1項 基準 第20条第2項	・ 通知の控え等	☐	☐	☒
	●	46 緊急時等の対応	(1) 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他緊急時等における対応方法を定めているか。 ※定める規定としては、1 緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、2 曜日や時間帯ごとの医師との連携方法、3 診察を依頼するタイミング等があげられる。 (2) 指定介護老人福祉施設は、上記(1)の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行っているか。	基準 第20条の2	・ 緊急時対応マニュアル ・ サービス提供記録	☒	☐	☐
						☒	☐	☐
	●	47 管理者による管理	指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者であるか。 ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。	基準 第21条	・ 組織図 ※ 運営規程	☒	☐	☐
		48 管理者の責務	(1) 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者に、第5章「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	基準 第22条第1項 基準 第22条第2項	・ 組織図 ※ 運営規程 ・ 組織図 ※ 運営規程	☒	☐	☐
						☒	☐	☐

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
●		51 勤務体制の確保等	(4) 指定介護老人福祉施設は、従業者に対しその資質の向上のための研修の機会を確保しているか。 その際、当該施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。	基準 第24条第3項、第47条 第4項	・ 研修受講修了証明書 ・ 研修計画、出張命令 ・ 研修会資料	☒	☐	☐
			(5) ユニット型の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めているか。	基準 第47条第5項		☐	☐	☒
			(6) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	基準 第24条第4項、第47条 第6項		☒	☐	☐
●		52 業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	基準 第24条の2第1項	・ 業務継続計画	☒	☐	☐
			従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	基準 第24条の2第2項	・ 研修・訓練記録	☒	☐	☐
			定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	基準 第24条の2第3項		☒	☐	☐
●		53 定員の遵守	指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員（※）を超えて入所させていないか。 ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （※）ユニット型については、ユニットごとの入所定員及び居室の定員	基準 第25条、第48条	・ 入所者名簿 ※ 運営規程	☒	☐	☐
●		54 非常災害対策	指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	基準 第26条	・ 消防計画 ・ 風水害、地震等の災害に対処するための計画 ・ 避難訓練等の実施記録 ・ 従業者への周知の記録	☒	☐	☐
●		55 衛生管理等	(1) 指定介護老人福祉施設は、入所者等の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。	基準 第27条第1項		☒	☐	☐
			(2) 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じているか。 1 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催しているか。また、その結果を介護職員その他の従業者に周知徹底しているか。 2 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。	基準 第27条第2項	・ 受水槽の清掃に関する記録 ・ 定期消毒の記録等 ・ 委員会開催記録 ・ 食中毒防止等の記録等 ・ 指導等に関する記録 ・ 衛生管理に関する指針・マニュアル等 ・ 研修記録 ・ 対応記録 ・ 現場確認 ・ 感染対策委員会開催記録、名簿 ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・ 研修プログラム、研修実施記録、受託業者への周知記録	☒	☐	☐
			3 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行っているか。			☒	☐	☐
			4 1～3以外に別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行っているか。			☒	☐	☐
			(3) 調理及び配膳に当たっては、食品衛生法等関係法規に準じて衛生的に行っているか。 なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行っているか。	解釈通知 第4の30の(1)の1		☒	☐	☐
			(4) 指定介護老人福祉施設は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。	解釈通知 第4の30の(1)の2		☒	☐	☐
			(5) 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。	解釈通知 第4の30の(1)の3		☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
						適	不適	不明	
●	55	衛生管理等	(6) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	解釈通知 第4の30の(1)の4	・ 受水槽の清掃に関する記録 ・ 定期消毒の記録等 ・ 委員会開催記録 ・ 食中毒防止等の記録等 ・ 指導等に関する記録 ・ 衛生管理に関する指針・マニュアル等 ・ 研修記録 ・ 対応記録 ・ 現場確認 ・ 感染対策委員会開催記録、名簿 ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・ 研修プログラム、研修実施記録、受託業者への周知記録	☒	☐	☐	
			(7) 感染対策委員会は幅広い職種(例:施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士又は管理栄養士、生活相談員)により構成され、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めているか(看護師が望ましい)。	解釈通知 第4の30の(2)の1		☒	☐	☐	
			(8)「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」に、平常時の対策及び発生時の対応が規定されているか。(参照:高齢者介護施設における感染対策マニュアル)	解釈通知 第4の30の(2)の2		☒	☐	☐	
			(9) 施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行のため行われる「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修」は、施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、年2回以上定期的に開催しているか。また、新規採用時には必ず感染対策研修を実施しているか。	解釈通知 第4の30の(2)の3		☒	☐	☐	
			また研修内容は記録しているか。			☒	☐	☐	
			調理・清掃の受託業者に対しても指針を周知しているか。			☒	☐	☐	
	56	協力医療機関等	事業者は、協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めているか。 ①利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ②事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ③入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 【R9.3.31までは努力義務】	基準 第28条第1項	・ 取り決めにに関する記録	☒	☐	☐	
			事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該事業者に係る指定を行った都道府県知事に届け出ているか。	基準 第28条第2項		☒	☐	☐	
			事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。)の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。	基準 第28条第3項		☐	☐	☒	
			事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。	基準 第28条第4項		☐	☐	☒	
			事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入居させることができるように努めているか。	基準 第28条第5項		☒	☐	☐	
			事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	基準 第28条第6項		☒	☐	☐	
		57	掲示	指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は閲覧に供しているか。 また、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。	基準 第29条	・ 掲示場所等確認	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	不明
●		58	秘密保持等	(1) 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	基準 第30条第1項	・就業時の取り決め等の記録	☒	☐	☐
				(2) 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	基準 第30条第2項		☒	☐	☐
				(3) 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ているか。	基準 第30条第3項		☒	☐	☐
●		59	広告	指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について、広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	基準 第31条		☒	☐	☐
		60	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	(1) 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	基準 第32条第1項		☒	☐	☐
				(2) 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	基準 第32条第2項		☒	☐	☐
●		61	苦情処理	(1) 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	基準 第33条第1項	※ 運営規程 ・ 掲示物 ・ 苦情に関する記録 ・ 調査に関する記録 ・ 指導等に関する記録 ・ 改善内容に関する報告	☒	☐	☐
				苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示する等しているか。	解釈通知 第4の33の(1)		☒	☐	☐
				(2) 指定介護老人福祉施設は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	基準 第33条第2項		☒	☐	☐
				(3) 指定介護老人福祉施設は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	解釈通知 第4の33の(2)		☒	☐	☐
				(4) 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第23条の規定による市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	基準 第33条第3項		☒	☐	☐
				(5) 指定介護老人福祉施設は、市町からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町に報告しているか。	基準 第33条第4項		☒	☐	☐
				(6) 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	基準 第33条第5項		☐	☐	☒
				(7) 指定介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	基準 第33条第6項		☐	☐	☒
		62	地域との連携	(1) 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。	基準 第34条第1項	・ 地域交流に関する書類 ・ 市町等の行う事業に関する書類	☒	☐	☐
				(2) 指定介護老人福祉施設はその運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する介護相談員派遣事業等に協力するよう努めているか。	基準 第34条第2項		☒	☐	☐

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
●	63	事故発生の防止及び発生時の対応	(1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が規定された事故発生の防止のための指針を整備しているか。	基準 第35条第1項第1号 解釈通知 第4の37の(1)	・ 事故に関する記録 ・ 研修の記録	☒	☐	☐
			(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備しているか。	基準 第35条第1項第2号 解釈通知 第4の37の(2)		☒	☐	☐
			(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む)及び従業者に対する研修会を定期的に行っているか。	基準 第35条第1項第3号 解釈通知 第4の37の(3), (4)		☒	☐	☐
			(4) 上記の(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	基準 第35条第1項第4号 解釈通知 第4の37の(5)		☒	☐	☐
			(5) 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	基準 第35条第2項		☒	☐	☐
			(6) 指定介護老人福祉施設は、(4)の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しているか。	基準 第35条第3項		☒	☐	☐
			(7) 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	基準 第35条第4項		☒	☐	☐
●	64	虐待の防止	当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底しているか。	基準 第35条の2	・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況がわかるもの(議事録等)	☒	☐	☐
			当該施設における虐待の防止のための指針を整備しているか。		・ 虐待の防止のための指針	☒	☐	☐
			介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。		・ 研修記録	☒	☐	☐
			上記3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。		・ 担当がわかるもの	☒	☐	☐
●	65	入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。 【令和9年3月31日までの間は努力義務】	基準 第35条の3	・ 委員会の開催状況がわかるもの(議事録等)	☒	☐	☐
	66	会計の区分	(1) 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	基準 第36条	・ 会計に関する書類	☒	☐	☐
			(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	平13老振18		☒	☐	☐
●	67	記録の整備	(1) 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	基準 第37条第1項	・ 職員名簿 ・ 履歴書等 ・ 設備台帳	☒	☐	☐
			(2) 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録(書面又は電磁的記録)を整備し、通知で定める日から2年間保存しているか。 1 施設サービス計画(計画の有効期間の終了日) 2 基準第8条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録(計画の有効期間の終了日) 3 基準第11条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録(対応終了日) 4 基準第20条に規定する市町への通知に係る記録(対応終了日) 5 基準第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録(対応終了日) 6 基準第35条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録(対応終了日)	基準 第37条第2項		☒	☐	☐
V 変更の届出								
	68	変更の届出等	指定介護老人福祉施設の開設者は、開設者の住所その他の施行規則第135条で定める事項に変更があったときは、施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第69条	※ 変更届書類	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	不明
VI 介護給付費の算定及び取扱い								
		69 基本的事項	(1) 指定介護福祉施設サービスに要する費用の額は、平成12年厚生省告示第21号別表「指定施設サービス等介護給付費単位数表」により算定される費用の額により算定される費用の額の合計額となっているか。 (2) 指定介護福祉施設サービスに係る費用の額は、平成24年厚生労働省告示第94号(厚生労働大臣が定める一単位の単価)に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。 (3) (1)、(2)により指定介護福祉施設サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	法第48条 第2項 平12厚告21一 平12厚告21二 平12厚告21三		☒	☐	☐
		介護福祉施設サービス費	介護福祉施設サービス費については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、平成12年厚生省告示第27号(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準)を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、指定介護福祉施設サービス(介護保険法施行法第13条第1項に規定する旧措置入所者に対して行われるものを除く。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び従来型個室、多床室、ユニット型個室、ユニット型個室的多床室に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。 ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。 なお、入所者の数又は介護職員、看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは、介護支援専門員の員数が厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法に該当する場合は、平成12年厚生省告示第27号に定めるところにより所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数に減算して算定しているか。	平12厚告21 別表1イロ 注1	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※(届出書(写)) ・ 医師の診断書等 ・ 入所者に関する記録 ・ 外泊届 ・ 入所者に関する記録 ・ 同意に関する記録 ・ 勤務表 ・ 資格証 ・ 食事関係書類 ・ 入所者年齢構成表 ・ 給与栄養目標量に関する帳票 ・ 栄養ケア計画関係書類 ・ 医師の指示書 ・ 経口移行計画 ・ 経口維持計画 ・ 勤務表 ・ 献立表 ・ 身体拘束に関する記録	☒	☐	☐
		経過的小規模介護福祉サービス費	経過的小規模介護福祉サービス費については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、指定介護福祉施設サービス(介護保険法施行法第13条第1項に規定する旧措置入所者に対して行われるものに限る。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び従来型個室、多床室、ユニット型個室、ユニット型個室的多床室に従い、入所者の介護の必要の程度に応じて、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、それぞれ所定単位数を算定しているか。 ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分97に相当する単位数を算定しているか。 なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは、介護支援専門員の員数が厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数に減算して算定しているか。	平12厚告21 別表1イロ 注2	・ 看取りに関する指針 ・ 平面図 ・ 個別機能訓練計画 ・ 相談・連絡等に係る記録 ・ 研修記録 等	☐	☐	☒
		ユニットケア減算	ユニット型介護福祉施設サービスについて、厚生労働省告示第27号(厚生労働大臣が定める施設基準)を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 イ 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ロ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。	平12厚告21 別表1イロ 注3	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※(届出書(写)) ・ 勤務表	☐	☐	☒
		身体拘束廃止未実施減算	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 ◆ 指定介護老人福祉施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 ◆ 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。 ◆ 身体的拘束適正化のための指針を整備していない。 ◆ 身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない。	平12厚告21 別表1イロ 注4	・ 身体拘束に関する記録	☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		(5)安全管理体制未実施減算	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき5単位を減算しているか。	平12厚告21 別表1イロ 注5	・事故に関する記録 ・研修の記録	☐	☐	☒
		【厚生労働大臣が定める基準】	1 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が規定された事故発生防止のための指針を整備しているか。			☐	☐	☒
			2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備しているか。			☐	☐	☒
			3 事故発生防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む)及び従業員に対する研修会を定期的に行っているか。			☐	☐	☒
			4 上記の1～3に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。			☐	☐	☒
	69	高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 【以下の項目を遵守できていない場合には要減算】 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果に従業員へ周知徹底 ・虐待の防止のための指針の整備 ・虐待の防止のための研修の定期的な実施 ・上記3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置	平12厚告21 別表1イロ 注6	・虐待のための対策を検討する委員会議事録 ・虐待の防止のための指針 ・研修の記録	☐	☐	☒
		業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 【いずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合には要減算】 ・感染症に係る業務継続計画 ・災害に係る業務継続計画	平12厚告21 別表1イロ 注7	・感染症に係る業務継続計画 ・災害に係る業務継続計画	☐	☐	☒
		栄養管理に係る減算	栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を減算しているか。	平12厚告21 別表1イロ 注8	・職員勤務表 ・出勤簿等 ・栄養ケア計画	☒	☐	☐
		【厚生労働大臣が定める基準】	1 栄養士又は管理栄養士を1人以上配置しているか。 ただし、利用定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効率的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かなくても差し支えない。			☒	☐	☐
			2 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っているか。			☒	☐	☐
		日常生活継続支援加算	厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合は、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次の単位数を加算しているか。 (1) 日常生活継続支援加算(Ⅰ) 36単位 次の1～4に適合する場合 (2) 日常生活継続支援加算(Ⅱ) 46単位 次の2, 3, 4, 5に適合する場合	平12厚告21 別表1イロ 注9	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※ 入所者に関する記録 ※ 職員に関する記録	☐	☐	☒

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	不明
69		【厚生労働大臣が定める施設基準】 日常生活継続支援加算	1 介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定していること。			☐	☐	☒
			2 次のいずれかに該当すること。 A 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が100分の70以上であること。 B 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が100分の65以上であること。 C 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の100分の15以上であること。			☐	☐	☒
		【厚生労働大臣が定める施設基準】 日常生活継続支援加算	3 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、次に掲げる規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること。 A 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」)を複数種類使用していること。 B 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント(入所者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握することを行う。)及び入所者の身体の状態等の評価を行い、職員の配置の状態等の見直しを行っていること。 C 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 1) 入所者の安全及びケアの質の確保 2) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 3) 介護機器の定期的な点検 4) 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修			☐	☐	☒
			4 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。			☐	☐	☒
			5 ユニット型介護福祉施設サービス費又はユニット型小規模介護福祉施設サービス費を算定していること。			☐	☐	☒
69		看護体制加算	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 看護体制加算(Ⅰ)イ…6単位 看護体制加算(Ⅰ)ロ…4単位 看護体制加算(Ⅱ)イ…13単位 看護体制加算(Ⅱ)ロ…8単位	平12厚告21 別表1イロ 注10	※施設サービス計画書 ※施設サービス等介護給付費明細書 ※介護給付費請求書 ※夜間における連絡・対応体制に関する指針やマニュアル ※職員に関する記録	☒	☐	☐
		【厚生労働大臣が定める施設基準】 看護体制加算(Ⅰ) ※いずれにも適合すること	■常勤の看護師を1名以上配置していること。 ※併設ショートとの兼務不可 ※看護師専従であることが望ましい。			☐	☐	☒
			■定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。			☐	☐	☒
		看護体制加算(Ⅱ) ※いずれにも適合すること	■看護職員の数が次に掲げる基準に適合すること。			☒	☐	☐
			看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、指定基準第2条第1項第三号にロに定める指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に1を加えた数以上であること。※機能訓練指導員を兼務する場合は、機能訓練指導員としての勤務時間を除く。			☒	☐	☐
			■事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。			☒	☐	☐
69		夜勤職員配置加算	■定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。			☒	☐	☐
			厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。(ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ…22単位 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ…13単位 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ…27単位 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ…18単位 夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ…28単位 夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ…16単位 夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ…33単位 夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ…21単位	平12厚告21 別表1イロ 注11	※施設サービス計画書 ※施設サービス等介護給付費明細書 ※介護給付費請求書 ※勤務表	☒	☐	☐

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
●	●	69	※夜勤職員配置加算(Ⅰ)及び夜勤職員配置加算(Ⅱ) 1 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合、ユニット型以外においては(Ⅰ)を、ユニット型においては(Ⅱ)を、定員30人以上50人以下(※1)である場合はイを、定員51人以上(※2)である場合はロを算定する。 (※1) 平成30年3月31日までに指定を受けた施設にあっては、定員31人以上50人以下 (※2) 平成30年3月31日までに指定を受けた施設にあっては、定員30人又は51人以上 2 ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上である場合に算定する。 a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 最低基準の数に十分の九を加えた数 Ⅰ 見守り機器を、当該施設の利用者の数の十分の一以上の数設置していること。 Ⅱ 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。 b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 最低基準の数に十分の六を加えた数 Ⅰ 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該施設の入所者の数以上数設置していること。 Ⅱ 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。 Ⅲ 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を配置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保 2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 3) 見守り機器等の定期的な点検 4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修 【H30.3.23平成30年度介護報酬改定に関するQ&A問88】 ・月全体の総夜勤時間数の90%について、夜勤職員の最低基準を1以上上回れば足りる。 ・具体的には1ヶ月30日、夜勤時間帯は1日16時間であるとする合計480時間の432時間において最低基準を1以上上回っていれば、算定可能とする。(90%の計算において生じた小数点1以下は切り捨てとする。)			☒	☐	☐
			3 1及び2に該当していること。			☐	☐	☒
			4 夜勤時間帯を通じて、看護職員又は次のいずれかに該当する職員を一人以上配置していること a 介護福祉士(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十三条第一項に規定する特定登録者(以下「特定登録者」という。))及び同条第九項に規定する新特定登録者(以下「新特定登録者」という。))を除く。)であって、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第一条各号に掲げる行為のうちいずれかの行為に係る実地研修を修了している者 b 特定登録者であって、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第五項に規定する特定登録証の交付を受けている者 c 新特定登録者であって、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第十一項において準用する同条第五項に規定する新特定登録証の交付を受けている者 d 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第三条第一項に規定する認定特定行為業務従事者 5 4a、b又はcに該当する職員を配置する場合にあっては喀痰吸引等業務の登録(社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項に規定する登録をいう。)を、4dに該当する職員を配置する場合にあっては特定行為業務(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。)の登録(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項に規定する登録をいう。)を受けていること。			☐	☐	☒
			※夜勤職員配置加算(Ⅲ)及び夜勤職員配置加算(Ⅳ)			☐	☐	☒
●	●	70	ユニット型介護福祉施設サービスについて、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算しているか。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 イ 12人を標準とする準ユニットにおいてケアを行っていること。 ロ プライバシーの確保に配慮した個室のなすつらえを整備し、準ユニットごとに利用できる共同生活室を設けていること。 ハ 人員配置 1 日中については、準ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 2 夜間及び深夜において、2準ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 3 準ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。	平12厚告21 別表1イ 注12	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※ 勤務表	☐	☐	☒
			準ユニットケア加算			☐	☐	☒

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	不明
		69 生活機能向上連携加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を加算しているか。 ※ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。 また、個別機能訓練加算を算定している場合には、イは算定せず、ロは1月につき100単位を算定しているか。 イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位	平12厚告21 別表1イロ 注13	・短期入所生活介護計画 ・興味・関心チェックシート ・個別機能訓練計画書 ・居宅訪問チェックシート	□	□	☑
		生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該指定介護老人福祉施設の機能訓練指導員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。))が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。			□	□	☑
		※いずれにも適合すること	2個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。			□	□	☑
			31の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。			□	□	☑
		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	4指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定介護老人福祉施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。			□	□	☑
		※いずれにも適合すること	5上記の2及び3に適合すること。			□	□	☑
		個別機能訓練加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、都道府県知事に対し届出を行った指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については1日につき、(2)及び(3)については1月につき、加算を算定しているか。 (1)個別機能訓練加算(Ⅰ) 12単位 (2)個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位 (3)個別機能訓練加算(Ⅲ) 20単位 ◆常勤専従の機能訓練指導員が看護職員と兼務していないこと。 ◆開始時及び3月ごとに1回以上の利用者に対する説明(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む)の記録 ◆従来型とユニット型併設の場合の常勤専従の機能訓練指導員は、双方の施設の勤務時間を合わせて常勤可。	平12厚告21 別表1イロ 注14	※施設サービス計画書 ※施設サービス等介護給付費明細書 ※介護給付費請求書 ※勤務表・資格証 ※施設サービス計画 ※個別機能訓練計画 ※サービスの実施記録	□	□	☑
		個別機能訓練加算(Ⅰ)	1専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの。)であること。			□	□	☑
		個別機能訓練加算(Ⅱ)	2個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定していること。			□	□	☑
		※いずれにも適合すること	3入所者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。			□	□	☑
			4必要に応じて個別機能訓練計画の内容を見直す等、機能訓練の実施に当たって、上記3の情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。			□	□	☑
		個別機能訓練加算(Ⅲ)	5個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定していること。			□	□	☑
		※いずれにも適合すること	6口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。			□	□	☑
			7入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。			□	□	☑
			8上記7で共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、当該見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること。			□	□	☑

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果											
						適	不適	不明									
		ADL維持等加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、入居者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、評価対象期間(※1 別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、次に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ADL維持等加算(Ⅰ) 30単位 ADL維持等加算(Ⅱ) 60単位	平12厚告21 別表1イロ 注15	※ 入所者に関する記録 ※ 勤務表 ※ 個別機能訓練計画 ※ 評価、モニタリング結果	□	□	☑									
		ADL維持等加算(Ⅰ) ※いずれにも適合すること	1評価対象者(当該施設の利用期間(以下「評価対象利用期間」という。))が6月を超える者をいう。以下同じ。)の総数が10人以上であること。			□	□	☑									
			2評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月(以下「評価対象利用開始月」という。)と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合は当該サービスの利用があった最終の月)においてADLを評価し、その評価に基づく値(以下「ADL値」という。)を測定し、測定した日が属する月ごとに「科学的介護情報システム(LIFE)」を通じて厚生労働省に当該測定を提出していること。			□	□	☑									
			3評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、別表(※2)のADL値に応じた値を加えた値を平均して得た値(以下「ADL利得」という。)の平均値(※3)が1以上であること。			□	□	☑									
		ADL維持等加算(Ⅱ) ※いずれにも適合すること	4上記の1及び2の基準に適合するものであること。			□	□	☑									
			5評価対象者のADL利得の平均値(※3)が3以上であること。			□	□	☑									
69		※1 別に厚生労働大臣が定める期間 ・ADL維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して12月までの期間 ※2 別表(ADL利得算出の基準値)															
		<table><tr><td>ADL値が0以上25以下</td><td>3</td></tr><tr><td>ADL値が30以上50以下</td><td>3</td></tr><tr><td>ADL値が55以上75以下</td><td>4</td></tr><tr><td>ADL値が80以上100以下</td><td>5</td></tr></table>			ADL値が0以上25以下	3	ADL値が30以上50以下	3	ADL値が55以上75以下	4	ADL値が80以上100以下	5					
		ADL値が0以上25以下	3														
		ADL値が30以上50以下	3														
		ADL値が55以上75以下	4														
		ADL値が80以上100以下	5														
※3 ADL利得の多い順に、上位1割及び下位1割に相当する利用者(それぞれ1未満の端数を切り捨て)を除いた者の平均値。																	
若年性認知症入所者受入加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。 【厚生労働大臣が定める基準】 受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めていること。	平12厚告21 別表1イロ 注16	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※ 勤務表 ※ 入所者に関する記録	□	□	☑											
常勤の医師の配置加算	専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているもの(入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、1日につき25単位を所定単位数に加算しているか。 ◆従来型とユニット型併設の場合の常勤医師は、双方の施設の勤務時間を合わせて常勤ではなく、それぞれの施設で常勤であること。	平12厚告21 別表1イロ 注17	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※ 勤務表 ※ 診療の記録	□	□	☑											
精神科医による療養指導の加算	認知症である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算しているか。	平12厚告21 別表1イロ 注18	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※ 診療の記録	□	□	☑											
		障害者生活支援加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 障害者生活支援加算(Ⅰ)・・・26単位 障害者生活支援加算(Ⅱ)・・・41単位	平12厚告21 別表1イロ 注19	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※ 職員に関する記録 ※ 入所者に関する記録	□	□	☑									

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	不明
69		障害者生活支援加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者又は知的障害者又は精神障害者(以下「視覚障害者等」という。)である入所者の数が15以上又は入所者のうち、視覚障害者等である入所者の占める割合が30/100以上である指定介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として厚生労働大臣が定める者であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員である者を1名以上配置しているもの(視覚障害者等である入所者の数が50を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専らその職務に従事する常勤の障害者生活支援員を1名以上配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤換算方法で視覚障害者等である入所者の数を50で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、1日につき26単位を所定単位数に加算しているか。			☐	☐	☒
		障害者生活支援加算(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者又は知的障害者又は精神障害者(以下「視覚障害者等」という。)である入所者の数が15以上又は入所者のうち、視覚障害者等である入所者の占める割合が50/100以上である指定介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として厚生労働大臣が定める者であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員である者を2名以上配置しているもの(視覚障害者等である入所者の数が50を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専らその職務に従事する常勤の障害者生活支援員を2名以上配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤換算方法で視覚障害者等である入所者の数を50で除した数に1を加えた数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、1日につき41単位を所定単位数に加算しているか。(ただし、(Ⅰ)を算定している場合にあっては(Ⅱ)は算定しない。			☐	☐	☒
		入院・外泊の取扱い	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月につき6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定しているか。 ただし、入院又は外泊の初日及び最終日について算定していないか。	平12厚告21 別表1イロ 注20	※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※ 入所者に関する記録 ※ 外泊届	☒	☐	☐
		外泊時に居宅サービスを提供する場合	入所者に対して居宅における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注20に掲げる単位を算定する場合は算定しない。	平12厚告21 別表1イロ 注21	※ 個別機能訓練計画			
		外泊時在宅サービス	病状及び身体状況に照らし、医師、看護・介護職員、生活相談員、介護支援専門員等により、その居宅において在宅サービス利用を行う必要があるかどうか検討すること。			☐	☐	☒
			当該入所者又は家族に対し、この加算の趣旨を十分説明し、同意を得た上で実施すること。			☐	☐	☒
			介護老人福祉施設の介護支援専門員が、外泊時利用サービスに係る在宅サービスの計画を作成するとともに、従業者又は指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行い、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮した計画を作成すること。			☐	☐	☒
			家族等に対し次の指導を事前に行うことが望ましいこと。 イ 食事、入浴、健康管理等在宅療養に関する指導 ロ 当該入所者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う体位変換、起座又は離床訓練、起立訓練、食事訓練、排泄訓練の指導 ハ 家屋の改善の指導 ニ 当該入所者の介助方法の指導			☐	☐	☒
			サービス利用の費用の算定期間中は、施設の従業者又は指定居宅サービス事業者等により、計画に基づく適切な居宅サービスを提供することとし、居宅サービスの提供を行わない場合はこの加算は対象とならないこと。			☐	☐	☒
			加算の算定期間は、1月につき6日以内とする。			☐	☐	☒
			利用者の外泊期間中は、当該利用者の同意があれば、そのベッドを短期入所生活介護に活用することは可能であること。この場合において外泊時在宅サービス利用の費用を併せて算定することはできないこと。			☐	☐	☒
		H17.9.30従来型個室入所者の経過措置	平成17年9月30日において従来型個室に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの(平成17年9月1日から同月30日までの間に、特別な室料を支払っていない者に限る。)に対して、介護福祉施設サービス費又は経過的小規模介護福祉施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、介護福祉施設サービス費(Ⅱ)又は経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定しているか。	平12厚告21 別表1イロ 注22	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※ 入所者に関する記録	☐	☐	☒
		従来型個室利用者で多床室の報酬を算定する場合	次のいずれかに該当する者に対してのみ、個室利用であっても多床室入所者として介護福祉施設サービス費又は経過的小規模介護福祉施設サービス費を支給する場合は、それぞれ、介護福祉施設サービス費(Ⅱ)又は経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定しているか。 イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの ロ 居室の面積が10.65㎡以下である従来型個室に入所する者 ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者 ◆イ、ハの場合、医師の判断が分かる書類	平12厚告21 別表1イロ 注23	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※ 医師の判断が分かる書類	☐	☐	☒

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	不明
		69	入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき30単位を加算しているか。 30日を超える病院又は診療所への入院後に指定介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様に加算しているか。 初期加算は当該入所者が過去3月間(ただし、「自立度判定基準」によるランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の場合は過去1月間とする。)の間に、当該指定介護老人福祉施設に入所したことがない場合に限り算定しているか。 なお、当該指定介護老人福祉施設の併設又は空床利用の短期入所生活介護(単独型の場合であっても、同一の敷地内又は隣接若しくは近隣する敷地であって相互に職員の業務や施設の共用等が行われている場合を含む。)を利用して入所者が日を開けることなく引き続き当該施設に入所した場合については、初期加算は入所直前の短期入所生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定しているか。	平12厚告21 別表1ハ注	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※入所者に関する記録	☒	☐	☐
		退所時栄養情報連携加算	別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、指定介護老人福祉施設から退所する際に、その居宅に退所する場合は当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又は他の介護保険施設(以下「医療機関等」という。)に入所又は入所する場合は当該医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該入所者の栄養管理に関する情報を提供したときは、1月につき1回を限度として70単位を加算しているか。ただし、注8又は栄養マネジメント強化加算を算定している場合は算定しない。	平12厚告21 別表1ニ注		☐	☐	☒
		【厚生労働大臣が定める特別食】		疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、脳神経病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)				
		69	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設に入所している者が退所し、当該者が病院又は診療所入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定介護老人福祉施設に入所する際、当該者が別に厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者であり、当該指定介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定したときに、入所者1人につき1回を限度として200単位を加算しているか。 ただし、注8を算定している場合は、算定しない。	平12厚告21 別表1ホ注	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書	☐	☐	☒
		定員超過・人員基準欠如のいずれにも該当しないこと。						
		①	指定介護老人福祉施設に入所していた者が、医療機関に入院し、当該者について、医師が別に厚生労働大臣が定める特別食又は嚥下調整食を提供する必要性を認めた場合であって、当該者が退院した後、直ちに再度当該指定介護老人福祉施設に入所(以下「二次入所」という。)した場合を対象とすること。			☐	☐	☒
		②	嚥下調整食は、硬さ、付着性、凝集性などに配慮した食事であって、日本摂食嚥下リハビリテーション学会の分類に基づくものをいう。また、心臓疾患等の者に対する減塩食、十二指腸潰瘍の者に対する潰瘍食、侵襲の大きな消化管手術後の入所者に対する潰瘍食、クローン病及び潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している者に対する低残渣食並びに高度肥満症(肥満度がプラス40%以上又はBMIが30以上)の者に対する治療食を含む。なお、高血圧の者に対する減塩食(食塩相当量の総量が6.0グラム未満のものに限る。)及び嚥下困難者(そのために摂食不良となった者も含む。)のための流動食は、介護福祉施設サービス、介護保険施設サービス、介護医療院サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の療養食加算の場合と異なり、再入所時栄養連携加算の対象となる特別食に含まれる。			☐	☐	☒
		③	当該指定介護老人福祉施設の管理栄養士が当該者の入院する医療機関を訪問の上、当該医療機関での栄養に関する指導又はカンファレンスに出席し、当該医療機関の管理栄養士と連携して、二次入所後の栄養ケア計画を作成すること。 指導又はカンファレンスへの出席は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、当該者又はその家族(以下「当該者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用にあつては、個人情報保護委員会「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守していること。			☐	☐	☒
		④	当該栄養ケア計画について、二次入所後に入所者又はその家族の同意が得られた場合に算定すること。			☐	☐	☒
		ア 退所前訪問相談援助加算		460単位				

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	不明
69		退所時等相談援助加算	入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中1回(入所後早期に退所前相談援助の必要があると認められる入所者については、2回)を限度として算定しているか。 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等(病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。)に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供を行ったときも、同様に算定しているか。	平12厚告21 別表1へ 注1	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※ 訪問日・相談援助の内容が分かる記録	☐	☐	☒
			イ 退所後訪問相談援助加算 460単位 入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定しているか。 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供を行ったときも、同様に算定しているか。	平12厚告21 別表1へ 注2	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※ 訪問日・相談援助の内容が分かる記録	☐	☐	☒
			ウ 退所時相談援助加算 400単位 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居住地を管轄する市町村(特別区を含む。)及び老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定しているか。 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定しているか。	平12厚告21 別表1へ 注3	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※ 退所日・相談援助の内容が分かる記録 ※ 情報提供の記録	☐	☐	☒
			エ 退所前連携加算 500単位 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定しているか。	平12厚告21 別表1へ 注4	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※ 情報提供の内容等が分かる記録	☐	☐	☒
			オ 退所時情報提供加算 250単位 入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定しているか。	平12厚告21 別表1へ 注5	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※ 情報提供の内容等が分かる記録	☐	☐	☒
			指定介護老人福祉施設において、協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、1月につき次に掲げる単位数を算定しているか。 (1) 当該協力医療機関が、基準第28条第1項各号に掲げる要件を満たしている場合 50単位 【R7.3.31までの間は、100単位を加算する。】 (2) (1)以外の場合 5単位	平12厚告21 別表1へ 注	※ 取り決めにに関する記録	☐	☐	☒
		協力医療機関連携加算						

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	不明
69		栄養マネジメント強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、1日につき11単位を加算しているか。ただし、注8の栄養管理に係る減算を算定している場合は、算定しない。	平12厚告21 別表1チ注	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※ 栄養ケア計画書 ※ 入所者に関する記録	☐	☐	☒
		【厚生労働大臣が定める基準】 次のいずれにも適合すること。						
		1管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を50で除して得た数以上配置していること。ただし、常勤の栄養士を1名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合にあっては、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を70で除した数以上配置していること。					☐	☒
		2低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成した栄養ケア計画に従い、当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施すること。					☐	☒
		32に規定する入所者以外の入所者に対しても、食事の観察の際に変化を把握し、問題があると認められる場合は、早期に対応していること。					☐	☒
		4入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。					☐	☒
69		5定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。					☐	☒
		経口移行加算	・ 経口移行加算 28単位 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経口により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による、栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、注8の栄養管理に係る減算を算定している場合は算定しない。 上記の180日を超えた期間であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対して、引き続き加算を算定しているか。	平12厚告21 別表1リ注	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※ 栄養ケア計画書 ※ 入所者に関する記録 ※ 経口移行・経口維持計画	☐	☐	☒
		経口維持加算	・ 経口維持加算(1) 400単位/月 厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平12厚告21 別表1ヌ注1	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※ 栄養ケア計画書 ※ 入所者に関する記録 ※ 経口移行・経口維持計画	☐	☐	☒
69		【厚生労働大臣が定める基準】 イ 定員利用・人員基準に適合していること。 ロ 入所者の摂食又は嚥下機能が医師の判断により適切に評価されていること。 ハ 誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されていること。 ニ 食形態に係る配慮など誤嚥防止のための適切な配慮がされていること。 ホ 上記の事項を多職種協働により実施するための体制が整備されていること。					☐	☒

頁 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当し
			◆ ・月1回以上、多職種による食事の観察及び会議(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む)等を行い、経口維持計画書を作成し、必要に応じて見直している。 ・計画を入所者又は家族に説明し、同意を得ている。 ・栄養管理に係る減算を算定していない。 ・経口移行加算を算定していない。			☐	☐	☒
			・経口維持加算(Ⅱ) 100単位/月 協力歯科医療機関を定めている指定介護老人福祉施設が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。	平12厚告21 別表1チ 注2		☐	☐	☒
		口腔衛生管理加算	厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、次に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を加算しているか。 (ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。) ・口腔衛生管理加算(Ⅰ) 90単位 ・口腔衛生管理加算(Ⅱ) 110単位	平12厚告21 別表1ル注	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※ 入所者に関する記録 ※ 口腔ケア・マネジメント計画	☒	☐	☐
		口腔衛生管理加算(Ⅰ) ※いずれにも適合すること	1歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていること。			☒	☐	☐
			2歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行うこと。			☒	☐	☐
			3歯科衛生士が、1における入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。			☒	☐	☐
			4歯科衛生士が、1における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に応じ対応すること。			☒	☐	☐
			5定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。			☒	☐	☐
		口腔衛生管理加算(Ⅱ) ※いずれにも適合すること	6上記の1～5に掲げる基準のいずれにも適合すること。			☐	☐	☒
			7入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。			☐	☐	☒
		療養食加算	・療養食加算 6単位 次のいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を算定しているか。 イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 ハ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	平12厚告21 別表1ヲ注	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※ 入所者に関する記録 ※ 主治医からの食事せん ※ 療養食の献立表	☐	☐	☒
		特別通院送迎加算	透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合は、1月につき594単位を加算しているか。	平12厚告21 別表1ワ注	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※ 入所者に関する記録	☐	☐	☒

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
●	●	69	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、当該指定介護老人福祉施設の配置医師(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項第1号に規定する医師をいう。)が当該指定介護老人福祉施設の求めに応じ、配置医師の通常の勤務時間外(配置医師と当該指定介護老人福祉施設の間であらかじめ定められた配置医師が当該指定介護老人福祉施設において勤務する時間以外の時間をいう。、夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。))及び深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。))を除く。)、早朝、夜間又は深夜に当該指定介護老人福祉施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ診療を行った理由を記録した場合は、診療が行われた時間が配置医師の通常の勤務時間外の場合は1回につき325単位、早朝又は夜間の場合は1回につき650単位、深夜の場合は1回につき1,300単位を加算しているか。 ただし、看護体制加算(Ⅱ)を算定していない場合は、算定しない。	平12厚告21 別表1カ注	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護 給付費明細書			
			イ 入所者に対する注意事項や病状等についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法、診療を依頼する場合の具体的な依頼等について、配置医師と当該指定介護老人福祉施設の間で、具体的な取り決めがなされていること。			☐	☐	☒
			ロ 複数の配置医師を置いていること又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ24時間対応できる体制を確保していること。			☐	☐	☒
1		1	配置医師緊急時対応加算は、入所者の看護・介護に当たる者が、配置医師に対し電話等で直接施設への訪問を依頼し、当該配置医師が診療の必要性を認めた場合に、可及的速やかに施設に赴き診療を行った場合に算定できるものであり、定期的ないし計画的に施設に赴いて診療を行った場合には算定できない。ただし、医師が、死期が迫った状態であると判断し、施設の職員と家族等に説明したうえで、当該入所者が死亡した場合について、早朝や日中の診療終了後の夜間に施設を訪問し死亡診断を行うことを事前に決めている場合には、この限りでない。			☐	☐	☒
		2	配置医師緊急時対応加算の算定については、事前に氏名等を届出た配置医師が実際に訪問し診療を行ったときに限り算定できる。			☐	☐	☒
		3	施設が診療を依頼した時間、配置医師が診療を行った時間、内容について記録を行わなければならない。			☐	☐	☒
		4	配置医師の通常の勤務時間外とは、配置医師と施設の間であらかじめ定められた配置医師が当該施設において勤務する時間以外の時間(早朝・夜間及び深夜を除く)とし、早朝・夜間(深夜を除く)とは、午後6時から午後10時まで又は午前6時から午前8時までとし、深夜とは、午後10時から午前6時までとする。なお、診療の開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定すること。診療時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯における診療時間が全体の診療時間に占める割合がごくわずかな場合においては、当該加算は算定できない。			☐	☐	☒
		5	算定に当たっては、配置医師と施設の間で、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師との連携方法や診療を依頼するタイミング等に関する取り決めを事前に定め、1年に1回以上見直しをすることにより、24時間配置医師又はその他の医師による対応が可能な体制を整えることとする。			☐	☐	☒
●	●	看取り介護加算	1日につき ○看取り介護加算(Ⅰ) ・死亡日以前31日以上45日以下 72単位 ・死亡日以前4日以上30日以下 144単位 ・死亡日の前日及び前々日 680単位 ・死亡日 1,280単位 ○看取り介護加算(Ⅱ) ・死亡日以前31日以上45日以下 72単位 ・死亡日以前4日以上30日以下 144単位 ・死亡日の前日及び前々日 780単位 ・死亡日 1,580単位	平12厚告21 別表1カ注	※ 施設サービス計画書 ※ 夜間における連絡・対応体制に関する指針やマニュアル ※ 医師の診断が分かる記録 ※ 看取りに関する指針の同意に関する記録 ※ 看取りに関する計画の同意 ※ 入所者に関する介護記録(随時説明し、同意を得た記録を含む) ※ 看取りに関する研修の記録	☐	☐	☒
		看取り介護加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める施設基準(Ⅰ)に適合している指定介護老人福祉施設において、厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者(※)について看取り看護を行った場合においては、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡日に加算しているか。 ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は算定しない。			☐	☐	☒
		看取り介護加算(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める施設基準(Ⅱ)に適合している指定介護老人福祉施設において、厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者(※)について看取り看護を行った場合においては、当該入所者が当該指定介護老人福祉施設で死亡した場合に限り、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,580単位を死亡日に加算しているか。 ただし、看取り介護加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。			☐	☐	☒

頁	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当し
69		【厚生労働大臣が定める施設基準】 看取り介護加算(Ⅰ)	イ 常勤の看護師を1名以上配置し、当該施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。			☐	☐	☒
			ロ 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に説明して、当該指針の内容を説明し、同意を得ている。			☐	☐	☒
			ハ 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。			☐	☐	☒
			ニ 看取りに関する職員研修を行っていること。			☐	☐	☒
			ホ 看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。			☐	☐	☒
		【厚生労働大臣が定める施設基準】 看取り介護加算(Ⅱ)	上記の看取り介護加算Ⅰの施設基準の(イ)から(ホ)までのいずれにも該当し、次の(イ)と(ロ)に該当すること。 ※看取り介護加算Ⅱについては、入所者の死亡場所が当該施設内であった場合に限り算定できること。			☐	☐	☒
			イ 入所者に対する注意事項や病状等についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法、診療を依頼する場合の具体的儒教等について、配置医師と当該介護老人福祉施設の間で、具体的な取り決めがなされていること。			☐	☐	☒
			ロ 複数名の配置医師を置いていること又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ24時間対応できる体制を確保していること。			☐	☐	☒
		【厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者】 看取り介護加算(Ⅰ、Ⅱ※)	イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。			☐	☐	☒
			ロ 医師、生活相談員、看護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」という。)が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当なものから説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。			☐	☐	☒
69		在宅復帰支援機能加算	・在宅復帰支援機能加算 10単位 厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設であって、次の基準のいずれにも適合している場合にあっては、1日につき所定単位数を算定しているか。 イ 入所者の家族との連絡調整を行っていること。 ロ 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 算定日が属する月の前6月間において当該施設から退所した者(在宅・入所相互利用加算を算定しているものを除く。)の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなった者(入所期間が1月を超えていた者に限る。)の占める割合が2割を超えていること。 ロ 退所者の退所した日から30日以内に居宅を訪問すること、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が1月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。	平12厚告21 別表1タ注	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※ 入所者に関する記録	☐	☐	☒
		在宅・入所相互利用加算	・在宅・入所相互利用加算 40単位 厚生労働大臣が定める者に対して、厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護福祉施設サービスを行う場合にあっては、1日につき所定単位数を算定しているか。 【厚生労働大臣が定める者】 在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間(入所期間については3月を上限とする。)を定めて、当該施設の同一の個室を計画的に利用している者 【厚生労働大臣が定める基準】 在宅での生活期間中の介護支援専門員と入所する介護老人福祉施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方合意の上介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。	平12厚告21 別表1レ注	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※ 入所者に関する記録	☐	☐	☒

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		認知症専門 ケア加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護老人福祉施設であって、基準に定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算を算定していないか。 イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位 ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位	平12厚告21 別表1ツ注	※施設サービス計画書 ※施設サービス等介護給付費明細書 ※介護給付費請求書 ※入所者に関する記録 ※職員に関する記録 ※留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の記録 ※研修計画及び実施の記録	☐	☐	☒
		＜認知症専門ケア加算(Ⅰ)＞ ①前3か月の月末時点の入所者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ以上の占める割合が1/2以上であること。 ②専門的な研修修了者の必要数 対象者が ～19 の場合 1以上 20～29の場合 2以上 30～39の場合 3以上 ※対象者39のところ、1名配置して19人に加算を算定することはできない。 ③施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。						
		【厚生労働大臣が定める基準】	入所者の総数のうち介護を必要とする認知症の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が5割以上であること。			☐	☐	☒
		認知症専門 ケア加算Ⅰ	専門的な研修修了者を、施設における対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19人を超えて10又はその端数を増す毎に1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアを実施していること。			☐	☐	☒
		※いずれにも 適合すること	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む）を定期的に実施していること。			☐	☐	☒
		認知症専門 ケア加算Ⅱ	上記イの基準のいずれにも適合すること。			☐	☐	☒
		※いずれにも 適合すること	専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画（外部における研修を含む。）を作成し、実施していること。			☐	☐	☒
		【厚生労働大臣が定める者】	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者			☐	☐	☒
69		認知症チ ームケア推進 加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所が、厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理状況の予防及び出現時の早期対応に資するチームケアを行った場合は、次に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算していきすか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。 (1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) 150単位 (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) 120単位	平12厚告21 別表1ツ注		☐	☐	☒
		認知症チ ームケア推進 加算(Ⅰ)	(1) 事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。			☐	☐	☒
		※いずれにも 適合すること	(2) 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を終了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。			☐	☐	☒
			(3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。			☐	☐	☒
			(4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。			☐	☐	☒
		認知症チ ームケア推進 加算(Ⅱ)	(1) (Ⅰ)の(1)、(3)及び(4)のいずれにも適合すること。			☐	☐	☒
		※いずれにも 適合すること	(2) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。			☐	☐	☒
		【厚生労働大臣が定める者】	周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者			☐	☐	☒

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	不明
		認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、入所した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平12厚告21 別表1ナ注	※施設サービス計画書 ※施設サービス等介護給付費明細書 ※介護給付費請求書 ※入所者に関する記録	☐	☐	☒
		褥瘡マネジメント加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、次に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を加算しているか。 (ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。) ・褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 3単位 ・褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 13単位	平12厚告21 別表1ナ注	※褥瘡対策スクリーニング・ケア計画書 ※施設サービス等介護給付費明細書 ※介護給付費請求書 ※入所者に関する記録	☐	☐	☒
		褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) ※いずれにも適合すること	1 入所者ごとに、施設入所時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価すること。 2 1の確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 3 1の確認の結果、褥瘡が認められ、又は1の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。 4 入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録していること。 5 1の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。			☐	☐	☒
		褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) ※いずれにも適合すること	6 上記1～5のいずれにも適合すること。 7 次のいずれかに適合すること。 ①上記1の確認の結果、褥瘡が認められた入所者について、当該褥瘡が治癒したこと。 ②上記1の評価の結果、施設入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のないこと。			☐	☐	☒
	69	排せつ支援加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入居者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、次に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ・排せつ支援加算(Ⅰ) 10単位 ・排せつ支援加算(Ⅱ) 15単位 ・排せつ支援加算(Ⅲ) 20単位	平12厚告21 別表1ラ注	※排せつ状態スクリーニング・支援計画書 ※入所者に関する記録	☐	☐	☒
		排せつ支援加算(Ⅰ) ※いずれにも適合すること	1 入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報を科学的介護情報システム(LIFE)により厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 2 1の評価の結果、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。 3 1の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。			☐	☐	☒
		排せつ支援加算(Ⅱ) ※いずれにも適合すること	4 上記の1から3までのいずれにも適合すること。 5 次のいずれかに適合すること。 (一) 1の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと。 (二) 1の評価の結果、施設入所時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減にものについて、おむつを使用しなくなったこと。 (三) 1の評価の結果、施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、尿道カテーテルが抜去されたこと。			☐	☐	☒
		排せつ支援加算(Ⅲ)	6 上記の1から3まで並びに5の(一)及び(二)に掲げる基準のいずれにも適合すること。			☐	☐	☒

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		自立支援促進加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき280単位を加算しているか。	平12厚告21 別表14注	※自立支援促進に関する評価・支援計画書 ※入所者に関する記録	☐	☐	☒
		【厚生労働大臣が定める基準】 次のいずれにも適合すること。						
		1 医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも3月に1回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用していること。				☐	☐	☒
		2 1の医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。				☐	☐	☒
		3 1の医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。				☐	☐	☒
		4 医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること。				☐	☐	☒
		科学的介護推進体制加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、次に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ・科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 40単位 ・科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 50単位	平12厚告21 別表1ウ注		☐	☐	☒
69		科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	1入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、「科学的介護情報システム(LIFE)」を通じて厚生労働省に提出していること。			☐	☐	☒
		※いずれにも適合すること	2必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、1に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。			☐	☐	☒
		科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	31に規定する情報に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。			☐	☐	☒
		※いずれにも適合すること	4必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、1に規定する情報、3に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。			☐	☐	☒
		安全対策体制加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、入所初日に限り20単位を加算しているか。	平12厚告21 別表14注	※ 事故発生防止指針 ※ 職員に関する記録 ※ 研修の記録	☒	☐	☐
		【厚生労働大臣が定める施設基準】						
		1事故が発生した場合の対応、2に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。				☒	☐	☐
		2事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。				☒	☐	☐
		3事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。				☒	☐	☐
		4上記の1～3に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。				☒	☐	☐
		5上記4に規定する担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。				☒	☐	☐
		6当該指定介護老人福祉施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。				☒	☐	☐
		高齢者施設等感染対策向上加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、1月につき次に掲げる単位数を加算しているか。 (1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10単位 (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5単位	平12厚告21 別表1ノ注		☐	☐	☒
		高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	①第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。			☐	☐	☒
		※いずれにも適合すること	②協力医療機関その他の医療機関(以下、協力医療機関等という。)との間で、感染症(新興感染症を除く。)の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。			☐	☐	☒
			③感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に一年に一回以上参加していること。			☐	☐	☒
		高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、三年に一回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。			☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		69 新興感染症等施設療養費	利用者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定介護福祉施設サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として、1日につき240単位を算定する。	平12厚告21 別表1才注		☐	☐	☒
		生産性向上推進体制加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所が、利用者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、次に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100単位 (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位	平12厚告21 別表1ウ注		☐	☐	☒
		生産性向上推進体制加算(Ⅰ) ※いずれにも適合すること	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 ① 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ② 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ③ 介護機器の定期的な点検 ④ 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 (2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。 (3) 介護機器を複数種類活用していること。 (4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。 (5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。			☐	☐	☒
		生産性向上推進体制加算(Ⅱ) ※いずれにも適合すること	(1) (Ⅰ)の(1)に適合すること。 (2) 介護機器を活用していること。 (3) 事業年度ごとに(2)及び(Ⅰ)の(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。			☐	☐	☒
		サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないこと。 また、日常生活継続支援加算を算定している場合は算定していないこと。 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)・・・22単位 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)・・・18単位 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)・・・6単位	平12厚告21 別表1ヤ注	※ 施設サービス計画書 ※ 施設サービス等介護給付費明細書 ※ 介護給付費請求書 ※ 入所者に関する記録 ※ 職員に関する記録	☒	☐	☐
		69 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※いずれにも適合すること	1次のいずれかに適合すること。 (一) 指定介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。 (二) 指定介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。 2提供する指定介護福祉施設サービスの質の向上に資する取組を実施していること。 3定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。			☐	☐	☒
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※いずれにも適合すること	4指定介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。 5定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。			☐	☐	☒
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※いずれにも適合すること	6次のいずれかに適合すること。 (一) 指定介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (二) 指定介護老人福祉施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 (三) 指定介護福祉施設サービスを入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。			☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
			7定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。			☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	備考
		69	介護職員等 処遇改善加 算 厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして、市町 村長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定介 護福祉施設サービスを行った場合には、次の掲げ る区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に 加算していますか。 (ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定して いる場合においては、次に掲げるその他の加算は 算定しない。) (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた 総単位数の1000分の140に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた 総単位数の1000分の136に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた 総単位数の1000分の113に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた 総単位数の1000分の90に相当する単位数	平12厚告21 別表1マ注	・介護職員処遇改善計 画書 ・賃金台帳、給与明細 書 ・実績報告書 ・研修計画書、研修記 録 ・介護給付費用細書・ 請求書 ・労働保険料の納付 ・職員への周知の記録 ・任用等の要件を定め ている等の資料 キャリアパスに関する 資料として ・資質向上の研修の実 施状況が分かる資料 (研修計画書、研修記 録) ・その他賃金改善以外 の処遇改善実績が分か る資料等 等	☒	☐	☐
		賃金改善等の要 件	(1)介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲 げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、介護職員等処遇改善加 算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じて いること。		☒	☐	☐	
			(一)当該指定介護老人福祉施設が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定す ることが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであ ること。		☐	☐	☒	
			(二)当該指定介護老人福祉施設において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職 員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち一人は、賃金改善後の 賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少 額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。		☒	☐	☐	
			(2)当該指定介護老人福祉施設において、上記の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間 及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成 し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。		☒	☐	☐	
			(3)介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等 により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による 賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出る こと。		☒	☐	☐	
			(4)当該指定介護老人福祉施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道 府県知事に報告すること。		☒	☐	☐	
			(5)算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保 険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律 第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑 に処せられていないこと。		☒	☐	☐	
			(6)労働保険料の納付が適正に行われていること。		☒	☐	☐	
			(7)キャリアパス要件Ⅰ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容に応じた任用等の要件(介護職員の賃金 に関するものを含む。)を定めていること。 b aに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の随時的に支払われるもの を除く。)について定めていること。 c a及びbの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知し ていること。		☒	☐	☐	
			(7)キャリアパス要件Ⅱ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び研修機 会の提供、技術指導等の実施又は資格取得のための支援に関する具体的な計画を策定し、当該計 画に係る研修の実施又は研修の機会を確保すること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。		☒	☐	☐	
		(7)キャリアパス要件Ⅲ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を 判定する仕組みを設けていること。 b aの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知してい ること。		☒	☐	☐		
		(8)(2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善を除く。)及び 介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。		☒	☐	☐		
		(9)(8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表して いること。		☒	☐	☐		

買 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果						
						適	不適	不明				
			(10)介護福祉施設サービス費における日常生活継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。			☐	☐	☒				
加算Ⅰ～Ⅳの算定要件(賃金改善以外の要件)												
			①月額賃金改善要件Ⅰ	②月額賃金改善要件Ⅱ	③キャリアアップ要件Ⅰ	④キャリアアップ要件Ⅱ	⑤キャリアアップ要件Ⅲ	⑥キャリアアップ要件Ⅳ	⑦キャリアアップ要件Ⅴ	⑧職場環境等要件		
			処遇加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善	旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善	任用要件・賃金体系の整備等	研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件(440万円一人以上)	介護福祉士等の配置要件	区分ごとに1以上の取組(生産性向上は2以上)	区分ごとに2以上の取組(生産性向上は3以上)	HP掲載等を通じた見える化(取組内容内容の具体的記載)
介護職員等処遇改善加算Ⅰ			○	(○)	○	○	○	○	○	-	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅱ			○	(○)	○	○	○	○	-	-	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅲ			○	(○)	○	○	○	-	-	○	-	-
介護職員等処遇改善加算Ⅳ			○	(○)	○	○	-	-	-	○	-	-
注 (○)は令和7年3月時点で処遇加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ満たす必要がある要件												